

令和5年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和5年分の申告からの主な変更点をご紹介します。

個人住民税の改正に伴う 様式の変更

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、所得税と一致させることとなりました。たとえば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要などと別々の課税方式を選択できましたが、これができないこととなります。これにより、令和5年分以降用の所得税の申告書第二表の様式が一部変更されています。

総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者（いわゆる「大口株主等」）の定義が次のとおり見直されました。

改正前 (R5.9.30までに支払を受ける配当等)	改正後 (R5.10.1以降に支払を受ける配当等)
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	同族会社保有分と合算 して発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座（源泉徴収選択口座）内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が30歳以上70歳未満の場合に、制限

が設けられました。具体的には、①留学している、②障害者である、③生活費等として年38万円以上の支払を受けている、これら3つのうちいずれかに該当する必要があります。

青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。

売上(収入)金額の明細				売上(収入)金額
売上(収入)先名	所在地	登録番号(法人番号)(印)	円	円
〇〇(株)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		8,537,000
〇〇(商店)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		7,317,000
〇〇(者)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		6,637,000
〇〇(商亭)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		5,227,000
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)				11,560,000
計				39,280,000
仕入金額の明細				仕入金額
仕入(支出)先名	所在地	登録番号(法人番号)(印)	円	円
△△(株)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		8,006,000
△△(者)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		7,437,000
△△(商店)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		5,567,000
△△(商亭)	〇〇〇〇	XXXXXXXXXXXXXX		5,238,000
上記以外の仕入先の計				1,351,000
計				27,596,000

出典：国税庁HP「令和5年分青色申告決算書（一般用）の書き方」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/037.pdf> 一部抜粋

また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号（法人番号）の記入欄が新設されました。

なお、令和5年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税※	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

(※)課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日(参考)令和5年分の財産債務調査書や国外財産調査書の提出期限は、令和6年7月1日(月)です。

免税事業者から消費税の記載がある請求書が届いた場合

消費税の免税事業者から届いた請求書に消費税の記載があっても、問題はないのでしょうか。また、源泉徴収が必要な場合にはどう計算をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q.

消費税の免税事業者である甲氏（日本在住）から請求書が届いたのですが、そこには依頼したグラフィックデザイン制作料30万円の他、消費税10%として3万円の記載がありました。免税事業者なのに消費税の記載があることで、問題になりませんか？

また、居住者に対してデザインの報酬を支払うこととなりますので、支払時に源泉徴収を行います。この場合、いくらに対して源泉徴収を行うこととなりますか？

A-1. 免税事業者の請求書に消費税の記載がある場合

適格請求書（インボイス）発行事業者以外の者が、インボイスと誤認される恐れのある請求書等を交付することは禁止されています。この場合の『誤認される恐れ』とは、たとえば次の記載がある場合をいいます。

- 登録番号（T+13桁の数字）に類似した英数字を記載する
- 他人の登録番号を自らの登録番号として記載する

ご質問の消費税の記載のみをもって、この『誤認される恐れ』があるとは考えにくい。基本的には問題になりません。

なお、禁止された行為に該当した場合には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります。

A-2. 源泉徴収のしかた

ご質問のような報酬の他、原稿料や講演料など、日本の居住者に対して一定の報酬・料金等の支払を行う際には、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）を源泉徴収しなければなりません。

この場合の源泉徴収税額は、ご質問のグラフィックデザイン制作料であれば、次の支払金額に応じて計算します。

支払金額（A）	源泉徴収税額*
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100万円) \times 20.42\% + 102,100円$

(※)1円未満の端数切捨て

上記『支払金額（A）』は、原則、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の額を含めた金額とされていますが、報酬・料金等の額と消費税の額が請求書等において明確に区分されている場合には、消費税の額を含める必要はありません。この場合の請求書等とは、必ずしもインボイスである必要はないため、インボイス以外の請求書等においても明確に区分されているのであれば、消費税の額を含めずに源泉徴収税額を計算することができます。

つまりご質問の場合、原則は、33万円をAとしますが、消費税の額を含めない30万円をAとしても差し支えありません。

参考：国税庁「お問合せの多いご質問（多く寄せられるご質問（令和5年12月15日更新）」、「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」他

社長のための財務 自己資本比率

ここでは、会社の安全性を示す指標である、自己資本比率についてみていきます。

自己資本比率とは

自己資本比率は総資産に占める自己資本(純資産)の割合で、「自己資本÷総資産×100」で求められます。

自己資本は返済や償還が必要ない安定した資本といえ、自己資本比率が高いほど、会社の長期的な安全性が高くなります。この自己資本比率を高めるには、

- 自己資本を増やす
- 総資産を減らす

という考え方が基本になります。

自己資本を増やすには

自己資本を増やすには、「利益を上げること」と「増資をすること」が該当しますが、増資は中小企業の税務上のメリットがなくなる恐れがありますので、増資額には注意が必要です。

総資産を減らすには

総資産を減らすには、在庫や売上債権、固定資産などの事業用資産の見直しを行い、圧縮することです。事業用資産の見直しを行った結果、含み益のある遊休固定資産がある場合には、これらを売却し、その資金で借入金を返済(負債を圧縮)することで、短期的に自己資本比率を改善させることができます。この場合、含み益を計上することで、利益を上げることにもつながります。

※中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」
全国の中小企業の中から選出した約11万社を対象とした調査です。詳細は次のURLのページにある令和4年度確報から確認いただけます。
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842>

しかしながら、遊休固定資産などは一度売ってしまえば終わりです。よって、利益を増やし、内部留保を高めると共に事業用資産の圧縮を進めることが、中長期的な視点で継続して自己資本比率を高める唯一の方法です。

ただし、自己資本比率の数字にこだわるあまり、必要な資産への投資までもやめてしまうと、自社の成長を妨げる要因になりますので、注意が必要です。

産業別の自己資本比率

中小企業庁が2023年7月に発表した資料*から、産業別に中小企業(法人企業)の直近2年分の自己資本比率をまとめると、下表のとおりです。

産業別の自己資本比率(%)		
	2020年度	2021年度
法人企業合計	39.2	40.1
建設業	43.8	43.0
製造業	46.0	44.3
情報通信業	51.8	57.0
運輸業、郵便業	35.9	33.9
卸売業	38.4	39.6
小売業	31.4	36.6
不動産業、物品賃貸業	32.3	35.2
学術研究、専門・技術サービス業	51.3	53.8
宿泊業、飲食サービス業	14.0	13.9
生活関連サービス業、娯楽業	34.0	37.7
他に分類されないサービス業	38.9	35.9

中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

法人企業全体では、40%程度となっています。貴社の自己資本比率と比べてみてはいかがでしょうか。

賃金改定にあたり最も重視したこと

2023年11月に、企業の賃金改定状況に関する調査結果*が公表されました。ここではその中から、賃金改定にあたり重視した要素をみていきます。

2023年の賃金改定状況

上記調査結果によると、2023年に1人平均賃金を引き上げた(引き上げ予定を含む)企業の割合は89.1%でした。反対に、引き下げた(引き下げ予定を含む)割合は0.2%でした。また、引き上げ実施企業における1人平均賃金の改定率は3.4%で、2022年より1.3ポイント増加しています。

改定で重視したこと

上記調査結果で、賃金改定を実施または予定している企業のうち、賃金改定にあたり最も重視した要素があると回答した割合は、87.2%でした。

賃金改定にあたり最も重視した要素では、企業の業績が36.0%で最も高く、労働力の確保・定着が16.1%、雇用の維持が11.6%で続いています。なお、企業の業績は徐々に割合が低下しています。2010年は60.4%だったものが、

2019年は50.0%、2023年は前述のとおり36.0%という状況です。

物価の動向も重視

次に賃金改定にあたり最も重視した要素、そのほかに重視した要素2つに関する複数回答の結果をまとめると、下表のとおりです。

2022年、2023年の結果とも、複数回答であっても上位3つは最も重視した要素と同じでした。ただし、2022年からの増減をみると、物価の動向が20.3ポイント増加しています。物価の動向を重視した企業が増えていることがわかります。

物価の上昇を考慮した賃金引き上げは、雇用の維持や労働力の確保・定着のためにもなりますが、企業にとっては賃金改定にあたり重視すべき要素が増えて、業績にかかわらず、可能な範囲で賃金引き上げを実施せざるを得ない状況にあるともいえるのかもしれませんが、

賃金改定にあたり重視した要素
(最も重視したもの、そのほかに重視したものを2つまでの複数回答、%、ポイント)

	企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他の要素
2022年	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9
2023年	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7
増減	-4.9	6.2	6.3	7.1	20.3	-1.4	2.6	-7.4	-2.2

厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

*厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」
日本標準産業分類による15大産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層別して無作為に抽出した企業を対象に2023年7月～8月に行われた調査です。調査対象企業数は3,620社、有効回答率は52.5%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/23/index.html>



2月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

時間外労働の「上限規制」が全業種に適用されます！

建設事業・自動車運転の業務・医師は時間外労働について猶予措置がありましたが、令和6年4月1日からは時間外労働の上限が適用されます。

令和6年
4月1日～

	一般労働者	建設事業	自動車運転の業務	医師(A水準の場合)	
月	限度時間(原則)	45時間			
	月45時間を 超えられるのは 年間6か月まで	適用あり	適用なし		
	月上限 (休日労働含む)	100時間未満	100時間未満 <small>災害復旧・復興の 事業の場合上限なし</small>	適用なし	原則 100時間未満
年	2～6か月 月平均上限 (休日労働含む)	80時間以内	80時間以内 <small>災害復旧・復興の 事業の場合上限なし</small>	適用なし	
	限度時間(原則)	360時間			
	上限 (休日労働含む)	720時間以内		960時間以内 ★特別条項付き36協定を締結する場合	



令和4年度 事業場に対する監督指導結果の公表

令和4年度に時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場を対象に労働基準監督署による監督指導が行われ、結果が公表されました。

【令和4年4月～令和5年3月までの監督指導結果の概要】

監督指導の 実施事業場 718事業場 (埼玉労働局管内)	1.主な違反内容		
	① 違法な時間外労働	343事業場	47.8%
	(うち時間外・休日労働が月80時間を超える労働者がいる)	140事業場	40.8%
	② 賃金不払残業があった	87事業場	12.1%
	③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施	163事業場	22.7%
	2.健康障害防止に関する指導の状況		
① 健康障害防止措置が不十分なため改善を指導	302事業場	42.1%	
② 労働時間の把握が不適正なため指導	136事業場	18.9%	

監督指導が行われた事例

- ①36協定・労働基準法で定められた上限時間を超えて時間外・休日労働が行われていた
- ②時間外労働について2割5分以上（60時間を超える場合は5割以上）、休日労働について3割5分以上の割増賃金が支払われていなかった



★令和6年2月の営業土曜日は
以下のとおりです。

	3日(土) 営業(税務)
	10日(土) 休
	17日(土) 営業(税務・労務)
	24日(土) 営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

